

むつ小川原港洋上風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 26 年 7 月

むつ小川原港洋上風力開発株式会社

目 次

I 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
(1) 公告の日及び公告方法	2
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	2
3 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
II 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の 概要とこれに対する事業者の見解	4
別紙 1	7
別紙 2	8
別紙 3-1	9
別紙 3-2	10
別紙 3-3	11
別紙 3-4	12
別紙 4	13

I 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書を作成した旨等を公告し、公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成 26 年 5 月 29 日(木)

(2) 公告の方法

① 平成 26 年 5 月 29 日(木)付けで、以下の日刊新聞紙に「お知らせ」広告を掲載した。

【別紙 1 参照】

- ・ デーリー東北 (朝刊)
- ・ 東奥日報 (朝刊)

② 上記に公告に加え、下記の「お知らせ」を実施した。

a. 自治体広報誌への掲載

【別紙 2 参照】

- ・ 六ヶ所村 広報誌 (平成 26 年 6 月 1 日発行「広報ろっかしよ 6 月号」)

b. 自治体及び当社のホームページへの掲載

【別紙 3-1～3-4 参照】

- ・ 青森県のホームページに平成 26 年 5 月 29 日(木)から掲載
- ・ 六ヶ所村のホームページに平成 26 年 5 月 29 日(木)から掲載
- ・ 当社のホームページに平成 26 年 5 月 29 日(木)から掲載

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 1 箇所、事業所 2 箇所の計 3 箇所において縦覧を行った。

また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 自治体庁舎での縦覧

- ・ 六ヶ所村役場 企画調整課 (六ヶ所村大字尾駸字野附 475)

② 事業所での縦覧

- ・ 六ヶ所エンジニアリング(株) (六ヶ所村大字尾駸字上尾駸 22-258)
- ・ 北日本海事興業(株) (八戸市八太郎 5 丁目 21 番 34 号)

③ インターネットでの縦覧

- ・ 当社のホームページに平成 26 年 5 月 29 日(木)から掲載 【別紙 3-4 参照】
(ホームページ URL <http://mutsuogawarapow.co.jp>)

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間:平成 26 年 5 月 29 日(木)から平成 26 年 6 月 28 日(土)まで
(土・日曜日を除く。)
- ・ 縦覧時間:午前 9 時から午後 5 時まで

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。また、青森県及び六ヶ所村のホームページから当社ホームページにリンクすることにより、参照可能とした。 **【別紙 3-1～3-4 参照】**

(5) 縦覧者数

縦覧者数(縦覧者名簿記載者数)の合計は 2 名であった。各縦覧場所の縦覧者数は以下のとおりである。

- ・ 六ヶ所村役場 2 名
- ・ 六ヶ所エンジニアリング(株) 0 名
- ・ 北日本海事興業(株) 0 名

2 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 7 条の 2 の規定に基づき、環境影響評価方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

【別紙 1、別紙 2、別紙 3-1～3-4 参照】

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時:平成 26 年 6 月 15 日(日) 午後 1 時から午後 3 時
- ・ 開催場所:六ヶ所村文化交流プラザ スワニー
(青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 1-8)
- ・ 来場者数:6 名

3 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成26年5月28日(木)から平成26年7月12日(木)まで。(必着)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。【別紙4参照】

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② 当社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は1通であった。

II. 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要 とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第 8 条第 1 項の規定に基づく環境影響評価方法書について、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は 5 件であった。

また、環境の保全の見地以外からの意見はなかった。

「環境影響評価法」第 9 条及び「電気事業法」第 46 条の 6 第 1 項の規定に基づく環境影響評価方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>鳥類への影響評価手法と結果について 「4.2.3.1」にある洋上風力発電およびその付帯施設が鳥類の生息地と採食地へ及ぼす影響の評価手法とその結果について、風車建設による土地改変面積および空隙率を用いて生息地の損失や衝突事故の発生を評価している。しかし、実際に鳥類へ及ぼす影響を考えるには、改変面積のみならず、風車やその付帯施設の存在そのものが及ぼす忌避効果も加味して、生息地放棄や生息環境の質の低下等による影響を考慮すべきである。対象事業実施区域における鳥類の生息地の改変は少なく、そのほとんどの部分が残存すると記されているが、海外での研究では、発電施設の間や周辺の浅水域で採食するアビ類やクロガモなどの鳥類は発電施設建設後、その水域を利用する数が減少することが明らかとなっている。また、世界的にみて風車間の距離が広いものや単独で建っている風車でも衝突事故が起きていることから、衝突事故については空隙率から計算するのではなく、対象となる鳥類の生態的特徴や環境利用の状況なども考慮して影響評価を行なうべきである。</p>	<p>「第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果」では、配慮書段階において選定した複数案の計画について、計画段階配慮事項の各項目の影響を比較した結果を掲載しています。</p> <p>配慮書における調査及び予測は、原則として国、地方公共団体等が有する既存資料に基づいて行うものとされているため、鳥類への影響は、既存資料並びに事業計画に基づく土地改変面積及び空隙率を用いて予測を行いました。</p> <p>今後作成する準備書では、現地調査で把握した、当該地域における鳥類等の分布及び行動等による利用状況並びに確定した事業計画に基づき、対象となる鳥類の生態等を考慮して影響の予測及び評価を行います。</p>
2	<p>鳥類の調査および評価の手法について ①レーダー調査の利用について 「第6.2-4表(3)」においてレーダー調査は海霧の発生する6月の1回のみとしているが、当該地における鳥類の春秋の渡り時期と考えられる3月中旬～5月下旬（春季）、8月中旬～11月中旬（秋季）にも実施することが望ましい。</p>	<p>春季及び秋季の鳥類の渡りの状況については、ポイントセンサス調査、船舶トランセクト調査等により把握します。</p> <p>レーダー調査は、海霧の発生時における鳥類の出現状況を補足的に把握することを目的に、春から夏に吹く東寄りの風（やませ）により発生する海霧の時期を対象として6月に実施します。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>②希少猛禽類の生息状況に関する調査について</p> <p>希少猛禽類の繁殖状況は年によって変動することを踏まえ、少なくとも3年以上は調査を継続実施すること。なお、調査は月に2回以上行なうこと。特に、猛禽類の風車へのバードストライクは天候不良時に発生しやすいとされることから、好天時と悪天候時の行動様式についても、別途調査を実施すること。</p> <p>南北2つの対象事業実施区域の間には、太平洋に繋がる尾駁沼と鷹架沼が存在し、こうした地形はオジロワシ、オオワシ、ミサゴといった魚食性の猛禽類が特に餌場として頻繁に利用すると考えられる。環境省が行っている調査から、猛禽類の衝突事故の起きやすさの一つに、風車の近くに営巣地およびねぐら、そして餌場が存在することは大きな要因となることが示唆されている。そのため、当該地域の希少猛禽類の行動生態を把握するためには、定点調査とは別に営巣地やねぐらの場所、そして採餌場所を特定する調査を実施すべきである。</p>	<p>希少猛禽類の調査期間は、「発電所に係る環境影響評価の手引 平成19年1月改訂」(経済産業省原子力安全・保安院、平成19年1月)に基づき1年間とし、調査回数は、過去の発電所の環境アセスメントの実績を参考に各月1回(各3日程度)としています。</p> <p>また、好天時及び悪天候時の行動については、上記期間の調査において可能な限り把握に努めます。</p> <p>営巣地、ねぐら及び採餌場所については、希少猛禽類調査の他、ポイントセンサス調査、ラインセンサス調査、船舶トランセクト調査においても希少猛禽類の行動等を記録します。</p> <p>さらに、巣材運び等の繁殖行動を確認した場合には、必要に応じ営巣木調査を行います。</p>
4	<p>③飛翔軌跡調査について</p> <p>希少猛禽類の生息状況調査においては、すべての希少猛禽類に対して飛翔軌跡を記録し、計画区域とその周辺をどのように利用しているか把握すること。飛翔軌跡調査では飛翔高度を正確に把握するため、高度が分かるレーザー距離計を用いて飛行高度の計測を行なうこと。</p>	<p>現地調査において確認した全ての希少猛禽類の飛翔経路を記録し、対象事業実施区域及びその周辺の利用状況の把握に努めます。</p> <p>また、飛翔高度は、対象事業実施区域の近傍にある風況観測ポール(高さ50m)の高さを参考に目視により確認します。</p>
5	<p>④渡り時の移動経路に関する調査時期について</p> <p>「第6.2-4表(3)」において調査時期は1~5月、8~9月、11~12月の9回、1日/回程度とあるが、渡りの時期の幅はより広いことから10月も調査を実施すること。さらに、渡り時期に出現する鳥類の変化は短い期間中でも大きいことから、各調査は少なくとも2週間に1回(1回につき3日間)程度実施するなど、十分な配慮が必要である。</p>	<p>渡り鳥が対象事業実施区域及びその周辺を利用する主な時期は、ガン・カモ・ハクチョウ類が11月~翌3月、ミズナギドリ類が4~5月、シギ・チドリ類が4~5月及び8~9月であることから、調査時期は、これら鳥類の行動を適切に把握できる時期として設定しました。</p>

日刊新聞紙における公告【デーリー東北、東奥日報】

お知らせ

環境影響評価法に基づき、むつ小川原港洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」の作成及び説明会の開催について次のとおり公告いたします。

平成二十六年五月二十九日

むつ小川原港洋上風力開発株式会社 代表取締役 梶原 光昭

【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地】

名称 むつ小川原港洋上風力開発株式会社

代表者 代表取締役 梶原 光昭

所在地 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字野附三五〇番地一

【対象事業の名称、種類及び規模】

名称 むつ小川原港洋上風力発電事業

種類 風力発電所(洋上)

規模 八万キロワット(最大)

【対象事業を業地する区域】

青森県上北郡六ヶ所村のむつ小川原港港湾区域(水域)及び六ヶ所村大字鷹架他

【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】

青森県上北郡六ヶ所村

【方法書の縦覧】

一、縦覧場所 六ヶ所村役場企画調整課(青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字野附四七五)／六ヶ所エンジニアリング(青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字上尾駈三二一五八)／北日本海事興業(青森県八戸市八太郎五丁目二十二番三十四号)

二、縦覧期間 平成二十六年五月二十九日(木)から平成二十六年六月二十八日(土)まで(土曜日、日曜日は除きます。)

三、縦覧時間 午前九時から午後五時まで。

【インターネットによる公表】

「環境影響評価方法書」は、次のホームページにてご覧いただけます。

ホームページURL <http://mutsuogawarapow.co.jp>

【意見書の提出】

「環境影響評価方法書」について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、または郵筒にて郵送によりお寄せください。

一、意見書の記載事項

・氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

・提出の対象である方法書の名称

・方法書についての環境の保全の見地からのご意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

二、意見書の提出期限 平成二十六年七月十二日(土)(必着)

三、意見書の提出先 〒〇三九一二六八 青森県八戸市八太郎五丁目二十二番三十四号 北日本海事興業(株)内 むつ小川原港洋上風力開発(株)宛

※意見書に記載された個人情報、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

【方法書の説明会を開催する日時及び場所】

開催日時 平成二十六年六月十五日(日)午後二時から午後三時まで

開催場所 六ヶ所村文化交遊プラザ 2F

(青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字野附一八)

【公告事項へのお問い合わせ先】

むつ小川原港洋上風力開発(株)(北日本海事興業(株)) 電話〇二七八二〇一

三二六六(土曜日、日曜日、祝日を除く)午前九時から午後五時まで)

自治体広報誌への掲載【広報ろっかしよ 6月号】

「むつ小川原港洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧を行います

むつ小川原港洋上風力開発株式会社では、環境影響評価法に基づいて「むつ小川原港洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成し、あわせて説明会を開催しますので次のとおりお知らせします。

■縦覧書類 「むつ小川原港洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」

■縦覧場所

- ①六ヶ所村役場企画調整課
- ②六ヶ所エンジニアリング(株)
- (尾駮字上尾駮22-258)
- ③北日本海事興業(株)(八戸市)

■縦覧期間

6月28日(土)まで(土日を除く)

■縦覧時間

午前9時～午後5時まで

*インターネットによる公表

URL (<http://mutsuogawarapow.co.jp>)

rapow.co.jp)

■意見書の提出

環境影響評価方法書について環境保全の見地からご意見をお持ちの人は、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函するか、書簡にて郵

送によりお寄せください。

◇記載事項

①氏名および住所②方法書の名称③方法書についての環境保全の見地からの意見

◇提出期限

7月12日(土)まで【必着】

■説明会の開催

◇開催日時 6月15日(日)

午後1時～3時まで

◇開催場所 スワニー

■意見書の提出先および問い合わせ先

問 北日本海事興業(株)内 む

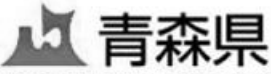
つ小川原港洋上風力開発(株)

(〒039-1168 青森県

八戸市八太郎5丁目21番34号)

☎ 0178 (20) 3266

ホームページへの掲載【青森県のホームページ】

 <p>青森県 Aomori Prefectural Government</p>	
<p>ホーム > 自然・環境 > 環境 > むつ小川原港洋上風力発電事業(環境影響評価手続状況)</p>	
<p>【むつ小川原港洋上風力発電事業(環境影響評価手続状況)</p>	
<p>更新日:2014年5月29日 環境保全課</p>	
事業名	むつ小川原港洋上風力発電事業
事業者	むつ小川原港洋上風力開発株式会社
事業の種類	風力発電所の設置
事業の規模	出力:80,000kw(最大)
事業実施区域	青森県上北郡六ヶ所村のむつ小川原港港湾区域(水域)及び六ヶ所村大字鷹架他
関係地域	青森県上北郡六ヶ所村
配慮書 公告 縦覧 審査会意見 知事意見	<p>平成25年11月25日</p> <p>平成25年11月26日～平成25年12月25日</p> <p>平成26年1月24日(内容はこちらです)</p> <p>平成26年1月31日(内容はこちらです)</p>
方法書 公告 縦覧 説明会の開催 住民等意見の概要 審査会意見 知事意見	<p>平成26年5月29日</p> <p>平成26年5月29日～平成26年6月28日</p> <p>(事業者ホームページをご覧ください)</p> <p>平成26年6月15日</p>
準備書 公告 縦覧 説明会の開催 住民等意見の概要 審査会意見 知事意見	
評価書 公告・縦覧	
事後調査等報告書 提出 公告・縦覧	

ホームページへの掲載【六ヶ所村のホームページ】(1)



現在位置： [ホーム](#) > [村とエネルギー](#) > [各課のページ](#) > [企画調整課](#) > 「むつ小川原港洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧

「むつ小川原港洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧

環境影響評価法に基づき、事業者である むつ小川原港洋上風力開発（株）が計画している、むつ小川原港洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書が縦覧されています。

また、この環境影響評価方法書について、事業者による説明会が開催されます。

同環境影響評価方法書は、当該事業に係る環境影響について、どのような手法で調査、予測、評価を行うかまとめたものです。

事業の概要

【事業の名称】 むつ小川原港洋上風力発電事業

【事業者】 むつ小川原港洋上風力開発株式会社

【事業の種類】 風力発電所（洋上）

【事業の規模】 8万キロワット（最大）

【対象事業実施区域】 青森県上北郡六ヶ所村のむつ小川原港港湾区域（水域）および六ヶ所村大字鷹架ほか

環境影響評価方法書の縦覧

【期 間】 平成26年5月29（木）から平成26年6月28日（土）まで（土日を除く）

【場 所】

- ・六ヶ所村役場企画調整課
- ・六ヶ所エンジニアリング(株) 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字上尾駁22-258
- ・北日本海事興業(株) 青森県八戸市八太郎5-21-34

【時 間】 午前9時から午後5時まで

※なお、縦覧内容については下記ホームページでも平成26年6月28日（土）まで閲覧することができます。

むつ小川原港洋上風力開発（株）（外部リンク） <http://mutsuogawarapow.co.jp>

ホームページへの掲載【六ヶ所村のホームページ】(2)

環境の保全の見地からの意見書の提出

「環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、下記(1)又は(2)の方法でご提出ください。

(1)縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函（平成26年6月27日（金）まで）

(2)事業者宛に郵送

〒039-1168 青森県八戸市八太郎5-21-34 北日本海事興業(株)内 むつ小川原港洋上風力開発(株)宛

（平成26年7月12日（土）必着）

※意見書に記載する事項：①氏名及び住所、②方法書の名称、③方法書についての環境保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

※提出されたご意見は、住所、氏名などの個人情報を除き、公表されることがあります。

説明会の開催

【開催日時】 平成26年6月15日（日）午後1時から午後3時まで

【開催場所】 六ヶ所村文化交流プラザ スワニー（青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附1-8）

問合せ先

むつ小川原港洋上風力開発(株)（北日本海事興業(株)） 電話0178-20-3266

（受付時間：土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

ホームページへの掲載【当社のホームページ】



むつ小川原港
洋上風力開発株式会社



0178-20-3266
0178-20-3290

[弊社概要](#)
[事業計画](#)
[進捗](#)
[アクセス](#)
[問い合わせ](#)

むつ小川原港から今、
クリーンエネルギーを。



青森県上北郡六ヶ所村むつ小川原港 航空写真
(提供：国土交通省 東北地方整備局 港湾空港部)

むつ小川原港洋上風力開発株式会社ホームページへようこそ！

<最新情報>

平成26年5月29日

むつ小川原港洋上風力発電事業 環境影響評価方法書の電子縦覧を開始致します。

縦覧期間：平成26年5月29日～平成26年6月28日

平成26年2月12日

平成26年1月31日に（仮称）むつ小川原港洋上風力発電事業

計画段階環境配慮書に対する青森県知事意見が公表されました。

※下のリンクをクリックすると青森県ホームページ内の該当ページに移動します。

[（仮称）むつ小川原港洋上風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見の](#)

世界の
洋上風力発電

【特設】むつ小川原港洋上風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧はこちらから。

むつ小川原港洋上風力発電事業 環境影響評価方法書

（閲覧期間：平成26年5月29日（木）～平成26年6月28日（土））

[環境影響評価方法書](#)（PDF：33.5MB）

[環境影響評価方法書〔要約書〕](#)（PDF：9.3MB）

[ご意見記入用紙](#)（PDF：0.3MB）

※ファイルの印刷はできないようになっています。

また、ダウンロードしたファイルは、縦覧期間終了後は見ることはできません。

※閲覧推奨ブラウザはMicrosoft Internet Explorer、ファイル閲覧推奨ソフトウェアはAdobe Readerです。

ご意見記入用紙

「むつ小川原港洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「むつ小川原港洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、または書簡にて郵送によりお寄せください。

○意見書の郵送先 〒039-1168 青森県八戸市八太郎 5-21-34 北日本海事興業(株)内
むつ小川原港洋上風力開発(株)宛

○意見書の提出期限 平成 26 年 7 月 12 日(土)[必着]

意 見 書

平成 26 年 月 日

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 〔法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご 住 所 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地〕	〒
環 境 影 響 評 価 方 法 書 に つ い て の 環 境 の 保 全 の 見 地 か ら の ご 意 見 〔日本語により意見の理由を含め て記載してください。〕	

注：1.お名前、ご住所の記入をお願いします。

なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。

2.この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ(A4サイズ)の用紙をお使いください。